



発行 東京都

目次

告示

- 令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額……………一
……………(総務局総務部総務課)……………一
- 令和三年度東京都補正予算の公表……………二
……………(財務局主計部財政課)……………二
- 特定計量器定期検査の実施(六件)……………三
……………(生活文化局計量検定所検査課)……………三
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(二件)……………五
……………(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)……………五
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………五
……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………五
- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定……………七
……………(同)……………七
- 令和三年東京都告示第五百十六号(東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託)の一部改正……………一〇
……………(福祉保健局多摩府中保健所企画調整課)……………一〇
- 令和三年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置の内容等……………二
……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二
- 令和三年におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限措置の内容等……………三
……………(同)……………三
- 令和三年におけるさんご漁業の制限措置の内容等……………三
……………(同)……………三

告示(公)

- 保安林の皆伐面積の限度……………三
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等……………四
……………(同)……………四
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四条第三項の規定により東京都公安委員会が別に定めるもの……………四
……………(同)……………四
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四条第四項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法……………五
……………(同)……………五
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第五条ただし書の規定による東京都公安委員会が別に定める方法……………五
……………(同)……………五

公告

- 市街地再開発組合の理事長の変更(二件)……………五
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………五
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………六
……………(同)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………六
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六

告示

●東京都告示第七百八十一号
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年六月一日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
総務局	宿泊施設等運營業務専門員	日額	(日勤) 12,200円
			(夜勤) 22,800円
			(夜勤(ローテ))23,430円

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●東京都告示第七百八十二号

令和三年五月七日地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定により専決処分した令和三年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。

令和三年六月一日

東京都知事 小池百合子

専決 令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ370,783,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,420,838,283千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	917,569,062	298,209,006	1,215,778,068
	02 国庫補助金	688,648,083	298,209,006	986,857,089
11	繰入金	924,882,467	72,574,394	997,456,861
	03 基金繰入金	913,150,543	72,574,394	985,724,937
歳 入 合 計		8,050,054,883	370,783,400	8,420,838,283

歳出		(単位 千円)		
科 目	項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02	総務費	241,471,992	60,000	241,531,992
	07 防災管理費	13,840,379	60,000	13,900,379
09	産業労働費	995,944,654	370,723,400	1,366,668,054
	02 産業労働管理費	466,094,000	365,723,400	831,817,400
	05 労働費	42,941,561	5,000,000	47,941,561
歳 出 合 計		8,050,054,883	370,783,400	8,420,838,283

●東京都告示第七百八十三号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日
東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 町田市
二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年七月五日から同年八月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百八十四号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日
東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 小金井市
二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年七月五日から同月二十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百八十五号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域 府中市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和三年七月二十六日から同年八月二十七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第七百八十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年

通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域 府中市、調布市、小金井市、狛江市及び稲

城市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

令和三年七月八日から同年八月十日まで

(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在

の場所

指定定期

一般社団法人東京都計量協会

検査機関

の名称

●東京都告示第七百八十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年

通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域

台東区及び練馬区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の

検査対象物を除く。

令和三年八月五日から同年九月二十一日まで

(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在

の場所

指定定期

一般社団法人東京都計量協会

検査機関

の名称

●東京都告示第七百八十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年

通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域

千代田区、中央区、港区、台東区、目黒区、世田谷区、渋谷区及び杉並区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

令和三年七月一日から同年八月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会

検査機関
の名称

●東京都告示第七百八十九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 吉祥ハウジング有限公司
- 二 支援法人の住所 武蔵野市吉祥寺東町一丁目六番二十五号
- 三 支援業務を行う事務所 武蔵野市吉祥寺東町一丁目六番二十五号
- 四 指定年月日 令和三年五月二十日

●東京都告示第七百九十号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 株式会社メリアコーデイネット
- 二 支援法人の住所 大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目十番十五号一F一F

三 支援業務を行う事務所 中央区銀座七丁目十七番五号二〇五号室

四 指定年月日

令和三年五月二十日

●東京都告示第七百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社Next Page	訪問介護Next押し	東山区文花1-16-2 エスボワール101	令和2年8月31日
合同会社いずみ	泉のほとり	三鷹市深大寺2 17 14	令和2年11月11日
株式会社メディカルケア	メディカルケア大森ヘルパーステーション	品川区南大井6 24 14 SIMOKAWA NO.5 401	令和3年1月25日
特定非営利活動法人クオリティライフサポートティンカーベル	ヘルパーステーションティンカーベル	江戸川区東葛西6-1-10 サンモーリス701	令和3年1月31日
株式会社KINO	ヘルパーステーションえがさ	大島町元町風待31-59	同 日
ティーン・エム・エス株式会社	友サービス	江戸川区北葛西5 9 4 シヤルマン北葛西B105	令和3年2月10日
ケアゲート株式会社	あけぼの介護センター 八幡山	世田谷区八幡山3 9 7	令和3年2月28日
株式会社ひだまり	ヘルパーステーション ひだまり	中野区中野6-12-6	同 日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社Next Page	訪問介護Next押し	東山区文花1 16 2 エスボワール101	令和2年8月31日
合同会社いずみ	泉のほとり	三鷹市深大寺2 17 14	令和2年11月11日
株式会社メディカルケア	メディカルケア大森ヘルパーステーション	品川区南大井6-24-14 SIMOKAWA NO.5 401	令和3年1月25日
株式会社KINO	ヘルパーステーションえがさ	大島町元町風待31-59	令和3年1月31日
ケアゲート株式会社	あけぼの介護センター 八幡山	世田谷区八幡山3-9-7	令和3年2月28日
株式会社ひだまり	ヘルパーステーション ひだまり	中野区中野6 12 6	同 日

サービスの種類 1.同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社リガマ	ケアサービスきりん専従	豊島区青江 14 21 6	令和元年5月11日
株式会社Next Page	訪問介護Next押し	東山区文花1-16-2 エスボワール101	令和2年8月31日
株式会社ライフステージ	with your life	大田区北瀬町30-13 市瀬ビル205	令和3年2月1日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社いぬがみん村	nanmo nanmo	北区新夕丘1-9-3-2	令和3年2月1日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アスリード	Astage F.F.センター	北区西夕原3 33 19 1階	令和3年2月28日

サービスの種類 就労定着支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アスリード	Astage F.F.センター	北区西夕原3-33-19-1階	令和3年2月28日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人ささえる手	グループホーム宿り木	練馬区	令和2年11月30日

●東京都告示第七百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和三年四月一日付けで指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月一日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社ハウオリホーニア	ハウオリ訪問介護事業所	目黒区鷹番2-8-16 石井ハイム201	
株式会社スターフィールド	スターサポート「てくてく」	渋谷区東3-19-8 Starfield1階	
株式会社メディキッズ	メディキッズ居宅介護	渋谷区宇田川町37-11 大久保ビル303	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ日白	豊島区雑司が谷3-7-2 サンライズビル1階	
一般社団法人アラビー	でいぶん川	荒川区南千住3-34-8-804	
株式会社愛物舎福祉	愛・訪問介護ステーション板橋	板橋区大和町41-4 パーセル・イセキ1階101	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児
株式会社まきひろ	mikサービス	足立区大谷田1-7-11	
合同会社be smile	すまいるケア	足立区江北3-18-25	
株式会社ルピナス	ルピナス訪問介護	葛飾区亀有1-26-24 ムーンマリ5-105	身体障害者
合同会社ナナオ	すまいる訪問介護	葛飾区東新小岩4-4-6-102	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ東葛西	江戸川区東葛西5-37-11 エレガンス102	

サービスの種類 療育訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社ハウオリホーニア	ハウオリ訪問介護事業所	目黒区鷹番2-8-16 石井ハイム201	
株式会社スターフィールド	スターサポート「てくてく」	渋谷区東3-19-8 Starfield1階	
株式会社メディキッズ	メディキッズ居宅介護	渋谷区宇田川町37-11 大久保ビル303	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ日白	豊島区雑司が谷3-7-2 サンライズビル1階	
株式会社まきひろ	mikサービス	足立区大谷田1-7-11	
合同会社be smile	すまいるケア	足立区江北3-18-25	
株式会社ルピナス	ルピナス訪問介護	葛飾区亀有1-26-24 ムーンマリ5-105	身体障害者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ東葛西	江戸川区東葛西5-37-11 エレガンス102	

サービスの種類 同行介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社まきひろ	mkサービス	足立区大谷田1-7-11	
一般社団法人Procdas&Links	コンパス ガイドステーション	足立区大谷田5-16-9	
合同会社ナオ	すまいる訪問介護	葛飾区東新小岩4-4-6-102	
日本リック株式会社	日本リック訪問介護葛西事業所	江戸川区中葛西4-14-1	身体障害者 障害児

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社介護キャラバン隊	介護キャラバン隊	足立区南花畑2-7-6 グリーンパーク花畑V203	
株式会社まきひろ	mkサービス	足立区大谷田1-7-11	
一般社団法人たけのこ	一般社団法人たけのこ	清瀬市竹尾2-22-1	

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
渋谷区	渋谷区ぐるみびす	渋谷区恵比寿西2-13-5	知的障害者
社会福祉法人あいの福祉会	花畑あかしあ園	足立区花畑3-16-4	身体障害者 知的障害者
社会福祉法人千つなぐ福祉会	長節しよぶ園	葛飾区高砂2-8-1	知的障害者
社会福祉法人アストラー	障がい者生活介護事業所 スプラウト架又	葛飾区架又6-36-14	知的障害者
社会福祉法人ひらひらミナラル	アクティビティサポートセンターゆい	江戸川区平井5-14-10 協和物産平井駅前ビル3階	
社会福祉法人やなぎ学舎立川	ワークセンターまことくらぶ	立川市鶴町6-28-15	身体障害者 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人小倉井さくら会	ゆめ工房さくら	小倉井市員井北町2-18-6	知的障害者
社会福祉法人日野有い福祉会	あおいとり上田	日野市上田172-6	知的障害者
特定非営利活動法人Ohana	オハナ農園	国分寺市新町1-18-9	知的障害者
一般社団法人一統福祉会	ワークオアシス アレーズまほろば	国立市谷保5019-7 エスポワール両立1階	身体障害者(肢体不自由) 精神障害者
社会福祉法人あいの樹	あいの文武蔵村山	武蔵村山市中原4-3-2	身体障害者(肢体不自由) 難病等対象者
一般社団法人Life is	Life is	多摩市諏訪5-多摩コミュニケーション園6-3号棟102	身体障害者(肢体不自由)

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人徳心会	こがしえん	目黒区下目黒6-18-2	身体障害者
大田区	大田区立つばきホーム前の館	大田区大森南2-15-1 3階	身体障害者 知的障害者
社会福祉法人アストラー	障がい者生活介護事業所 スプラウト架又	葛飾区架又6-36-14	知的障害者
社会福祉法人東京栄和会	なぎさ和美苑	江戸川区西葛西8-1-1	身体障害者
社会福祉法人未来	ゆずの樹はらす	小平市栄町2-1-15	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社東京リハビリテーションサービス	ワークステーションJade中野	中野区野方4-19-1 グランデ634 2、3階	知的障害者 精神障害者
社会福祉法人ひらひらミナラル	アクティビティサポートセンターゆい	江戸川区平井5-14-10 協和物産平井駅前ビル3階	
株式会社コロポット	Cooport College 町田キャンパス	町田市中町2-21-8 古谷ビル2階	知的障害者 精神障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
医療法人原会	就労移行支援事業所ワークフォー渋谷	渋谷区神宮前6-19-14 神宮前ハッピービル3階	身体障害者(視覚障害、 聴覚障害、内部障害) 知的障害者 精神障害者 難病等対象者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人みんなの大学校	就労継続支援B型事業所みんなの大学校入田校	大田区東海3-8-2 TSKビル4階	身体障害者(内部障害) 知的障害者 精神障害者 難病等対象者
株式会社 ミキピカ	愛輪の川 藤 桜川	板橋区桜川3-22-13 ハイック木乃実101	知的障害者
特定非営利活動法人ぶどうの木	からしだね	小倉井市員井北町3-6-31 倉子マンション5	知的障害者 精神障害者
社会福祉法人小倉井さくら会	プラワー工房さくら	小倉井市員井南町2-7-14	知的障害者
社会福祉法人小倉井さくら会	ゆめ工房さくら	小倉井市員井北町2-18-6	知的障害者
一般社団法人 一統福祉会	ワークオアシス アレーズまほろば	国立市谷保5019-7 エスポワール両立1階	身体障害者(肢体不自由) 精神障害者
株式会社Buddy	ゆい	あきる野市二宮東1-6-2	身体障害者(視覚障害、 聴覚、言語、内部障害) 知的障害者 精神障害者 難病等対象者

サービスの種類 障害定着支援			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社東京リハビリテーションサービス	ワークステーションJade中野	中野区野方4 19 1 グランデ634 2階、3階	

サービスの種類 自立生活援助			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人おあしす福祉会	地域活動支援センター ウォル・オアシス	江東区住吉1 17 20 住吉ビル4階	精神障害者
社会福祉法人ひらいらいミナラル	相談支援センターくらふと	江戸川区船堀1 4 10 第二乙女居マンション604	

サービスの種類 共同生活援助		
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
大田区	大田区立つばさホーム前の館	大田区大森南2 15 1 4階
一般社団法人 古い岩みらいクラブ	ユーカリの家	杉並区猿蓑1-36-3
特定非営利活動法人元気のではうす	元気のではうす	足立区東和3-4-8
株式会社アニセホールディングス	わおん障がい者グループホーム水元	葛飾区水元4-7-6
社会福祉法人平誠学会 西川	ほこほホームにしき	市川市錦町6 28 15
株式会社オデッサ	Como cres 龍ヶ谷	町田市龍ヶ谷3 15 26
社会福祉法人小倉井まぐら会	グループホームさくら	小金井市緑町5-3-37
社会福祉法人木末	さかいふーム	小平市栄町2-1-15
特定非営利活動法人オスコア	アイリス	西東京市田無町4-11-7 カーサエストカベンダ奥住 303
特定非営利活動法人八丈島ロベの会	ともちゃんち	八丈島八丈町

2 指定障害者支援施設					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
社会福祉法人徳心会	こぶしえん	目黒区下目黒6 18 2	施設入所支援	生活介護	身体障害者 (肢体不自由) 知的障害者

3 指定一般相談支援事業者					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
社会福祉法人ひらいらいミナラル	相談支援センターくらふと	江戸川区船堀1 4 10 第二乙女居マンション604	地域移行支援	地域定着支援	

●東京都告示第七百九十三号

令和三年東京都告示第五百十六号(東京都多摩府中保健
所における使用料及び手数料の収納委託)の一部を次のよ
うに改正する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

別表25の項から86の項までを次のように改める。

25	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
26	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
27	食肉販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
28	食肉販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
29	魚介類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
30	魚介類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
31	魚介類焼売り売し営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
32	魚介類焼売り売し営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
33	集乳業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
34	集乳業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
35	乳処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
36	乳処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
37	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
38	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
39	食肉処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
40	食肉処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
41	食品の放射線照射業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
42	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
43	菓子製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
44	菓子製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
45	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
46	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
47	乳製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
48	乳製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
49	清涼飲料水製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
50	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
51	食肉製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
52	食肉製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
53	水産製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
54	水産製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
55	氷雪製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
56	氷雪製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
57	液卵製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項
58	液卵製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項

59	食用油脂製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
60	食用油脂製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
61	みそ又はしょうゆの製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
62	みそ又はしょうゆの製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
63	酒類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ノ
64	酒類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ノ
65	豆腐製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ
66	豆腐製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ
67	納豆製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
68	納豆製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
69	麺類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
70	麺類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
71	そゞい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ
72	そゞい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ
73	複合型そゞい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ケ
74	複合型そゞい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ケ
75	冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ
76	冷凍食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ
77	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項コ
78	複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項コ
79	漬物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項工
80	漬物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項工
81	密封包装食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ナ
82	密封包装食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ナ
83	食品の小分け業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ア
84	食品の小分け業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ア
85	添加物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項サ
86	添加物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項サ

別表87の項から90の項までを削り、同表中91の項から156の項までを87の項から152の項までとする。

●東京都告示第七百九十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和三年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

- (一) 漁業種類
 - まぐろはえ縄漁業
- (二) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
 - 総トン数五トン以上二十トン未満で許可証に記載された総トン数
- (三) 推進機関の馬力数
 - 定めなし
- (四) 漁業時期
 - 周年
- (五) 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小笠原海域（婦婦岩と北之島との中	小笠原支庁管内に住所を有し	四隻

間線(北緯二十八度三十分(測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一号第三項に規定する世界測地系による。)の線)から南側の小笠原諸島地先海面)

<p>(法人にあっては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり)、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が小笠原支庁管内の区域にある者であること。</p>	<p>三重県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が三重県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が三重県の区域にある者であること。</p>	<p>和歌山県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。</p>	<p>徳島県に住所を有し(法人にあっては、主たる</p>
十隻	四隻	二隻	二隻

<p>事務所の所在地が徳島県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が徳島県の区域にある者であること。</p>	<p>高知県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。</p>	<p>大分県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が大分県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が大分県の区域にある者であること。</p>	<p>鹿児島県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。</p>
三隻	一隻	二隻	二隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和三年六月一日から同月十五日まで

●東京都告示第七百九十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和三年におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限措置を定めるので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類

かつお・まぐろ釣り漁業(主に操業棚二百メートル以深で行う旗流し又は釣り漁法及び主に操業棚二百メートル以浅で行う旗流し又は釣り漁法)

(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数五トン以上二十トン未満で許可証に記載された総トン数

(三) 推進機関の馬力数

定めなし

(四) 漁業時期

周年

(五) 漁業種類毎の操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業種類	操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かつお・	小笠原海域	小笠原支庁管	四十二

<p>かつお・まぐろ釣り漁業（主に操業棚二百メートル以浅で行う旗流し又は釣り漁法）</p>	<p>まぐろ釣り漁業（主に操業棚二百メートル以深で行う旗流し又は釣り漁法）</p>
<p>（主）操業棚二百メートル以浅で行う旗流し又は釣り漁法</p>	<p>（主）操業棚二百メートル以深で行う旗流し又は釣り漁法</p>
<p>宮崎県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域に</p>	<p>内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都市島しょ区域にある者であること。</p>
<p>十二隻</p>	<p>一隻</p>

<p>●東京都告示第七百九十六号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和三年におけるさんご漁業（造礁さんご）の採捕を目的とするものをいう。）の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。 令和三年六月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 制限措置の内容 (一) 漁業種類 さんご網漁業（造礁さんご） (二) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の</p>	<p>二 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和三年六月一日から同月十五日まで</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="885 840 1252 1131"></td> <td data-bbox="1252 840 1425 1131"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 1131 1252 1444"> <p>あり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。</p> </td> <td data-bbox="1252 1131 1425 1444"> <p>鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 1444 1252 1467"></td> <td data-bbox="1252 1444 1425 1467"> <p>一隻</p> </td> </tr> </table>			<p>あり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。</p>	<p>鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。</p>		<p>一隻</p>
<p>あり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。</p>	<p>鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。</p>						
	<p>一隻</p>						

<p>●東京都告示第七百九十七号 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第四項に規定する令和四年三月三十一日までに伐採</p> <p>二 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和三年六月一日から同月十五日まで</p>	<p>総トン数又は漁業者の数 ア 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 二隻 イ 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 定めなし 推進機関の馬力数 定めなし (四) 操業区域 小笠原海域（孺婦岩と北之島との中間線（北緯二十八度三十分（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系による。）の線）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。） (五) 漁業時期 周年 (六) 漁業を営む者の資格 小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。）が小笠原支庁管内の区域にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が小笠原支庁管内にある者であること。）。</p>
---	---

することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

保安林の種類

単位 同一単位とされる区域
皆伐面積の残存許容限度（ヘクタール）

水源涵養保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六四六・七七

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二九〇・五七

浅川 八王子市の区域 八三・六二

計 一〇二〇・九六

土砂流出防備保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 四七・八三

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 八・二五

浅川 八王子市及び町田市の区域 一五・八六

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈島八丈町の区域 八一・五四

計 一五三・九八

土砂崩壊防備保安林 秋川 あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域 〇・五八

計 〇・五八

干害防備保安 秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七八

林

区域

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈島八丈町の区域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 八六・八八

計 八九・九二

落石防止保安林 秋川 西多摩郡日の出町の区域 〇・〇三

計 〇・〇三

保健保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一七・九三

浅川 八王子市及び町田市の区域 一〇・五二

小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇

計 一二四〇・八三

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第168号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条第1項の規定により東京都公安委員会、警視總監又は警察署長に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものを定めたので、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成18年4月19日東京都公安委員会規則第

7号）第3条の規定に基づき法令の名称及び条項を告示する。

令和3年6月1日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

法令の名称	条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

●東京都公安委員会告示第169号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成18年4月19日東京都公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第4条第3項の規定により東京都公安委員会が定めるものは、次のとおりとする。

令和3年6月1日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

規則第4条第3項に規定する者（規則第4条第3項の規定に基づき、書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録しなければならない。

●東京都公安委員会告示第170号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成18年4月19日東京都公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第4条第4項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法は、次のとおりとする。

令和3年6月1日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

規則第4条第4項ただし書に規定する方法は、別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づき申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を申請者等が受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する方法とする。

法令

条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

●東京都公安委員会告示第171号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成18年4月19日東京都公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第5条ただし書の規定による東京都公安委員会が定める方法は、次のとおりとする。

令和3年6月1日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

規則第5条ただし書に規定する方法は、別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づき申請等を行う場合において、第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する方法とする。

法令

条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為	第17条第1項

の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により神田練堀町地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

柴田 啓一郎

二 住所

東京都千代田区神田練堀町三百番地グランヴィスタ神田練堀町一八〇一号

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により戸越五丁目19番地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

谷岸 祥行

二 住所

品川区戸越六丁目四番十九号

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により虎ノ門駅前地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年六月一日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名

森村 裕介

二 住所

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ門グローバルスクエア二十階

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市秋津町四丁目三十三番九

西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

西東京市谷戸町三丁目二千八百七十五番一

西東京市北原町三丁目三番六十二号
石井龍太郎

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

